

電波法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)〜(12) (略)</p> <p>(13) 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する技術基準</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1)〜(8) (略)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)〜(12) (略)</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1)〜(8) (略)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継</p>

局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九條の二十四の二又は第四十九條の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

イ・ウ（略）

(10)  
(18)  
(略)

局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九條の二十四の二において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

イ・ウ（略）

(10)  
(18)  
(略)

電台局	電行
<p>別表第二号第 2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>1 ～ 3 （様式略）</p> <p>注 1 ～ 16 （略）</p> <p>17 17 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている</p>	<p>別表第二号第 2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>1 ～ 3 （様式略）</p> <p>注 1 ～ 16 （略）</p> <p>17 17 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている</p>

<p>人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。<u>ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含む場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。</u></p> <p>18～28 (略)</p>	<p>人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。</p> <p>18～28 (略)</p>
<p>別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>1～7 (様式略)</p> <p>注1～25 (略)</p> <p>26 25の欄は、次によること。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星(宇宙物体を含む。以下この項において同じ。)が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。<u>ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記</u></p>	<p>別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>1～7 (様式略)</p> <p>注1～25 (略)</p> <p>26 25の欄は、次によること。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星(宇宙物体を含む。以下この項において同じ。)が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。</p>

<p>載することができる。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。</u></p> <p>27 (略)</p> <p>28 29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、<u>注26(1)に準じて記載すること。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。</u></p> <p>29 31の欄は、次によること。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、<u>注26(1)に準じて記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>30～43 (略)</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の5及び第20条の8関係）</p> <p>1～3 (様式略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>28 29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、<u>人工衛星の名称を記載すること。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>29 31の欄は、次によること。</p> <p>(1) 人工衛星の名称の欄は、<u>注28(1)に準じて記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>30～43 (略)</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の5及び第20条の8関係）</p> <p>1～3 (様式略)</p>
--	---

4 4 枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

5 5 枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

注1～15 (略)

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のよう

4 4 枚目 (V S A T 地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

5 5 枚目 (V S A T 地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

注1～15 (略)

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

に記載することができる。

17～29 (略)

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)～(8) (略)

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)～(6) (略)

32 (略)

17～29 (略)

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称等を記載すること。

(2)～(8) (略)

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注30(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) (略)

32 (略)

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章―第八章（略）</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十二条の三）</p> <p>第十章（略）</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用 （混信の防止）</p> <p>第二百六十二条・第二百六十二条の二（略）</p> <p>第二百六十二条の三 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局は、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 同一の通信の相手方である人工衛星局の同一のトランスポンダを使用して同一の周波数の電波を使用する一又は二以上の携帯移動地球局は、当該人工衛星局と隣接する人工衛星局との間で調整された隣接する人工衛星局方向の軸外等価等方輻射電力の総和の値を超えて運用しないこと。</p> <p>二 地表面における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、一四・四GHzを超える周波数の電波のスペクトル</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第八章（略）</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条・第二百六十二条の二）</p> <p>第十章（略）</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用 （混信の防止）</p> <p>第二百六十二条・第二百六十二条の二（略）</p>

のうち、最大の電力密度の1 MHzの帯域幅における1平方メートル当たりの電力束密度とする。)の値は、次の表の上欄に掲げる地表面における水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。

電波の到来角(θ)	電力束密度
四〇度以下	次に掲げる式による値以下 -132+0.5θデシベル(註)
四〇度を超え九〇度以下	(一) -112デシベル(注)

注 一ワットを〇デシベルとする。

三 一四・四七GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を受信する電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の見通し域内では、当該電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の地表面における最大電力束密度(当該携帯移動地球局からの電波であつて、当該電波天文業務の用に供する受信設備が受信する一四・四七GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一五〇kHzの帯域幅における1平方メートル当たりの電力束密度とする。)の値は、次の表の上欄に掲げる当該電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の地表面における水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。

電波の到来角(θ)	電力束密度
一〇度以下	次に掲げる式による値以下 -190+0.5θデシベル(註)

一〇度を超え九〇度以下

(二)一八五デシベル(注)

注 一ワットを〇デシベルとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の 条件</p> <p>第一節〜第四節の二十一（略）</p> <p>第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを 目的として開設する携帯移動地球局（本邦 の排他的経済水域を越えて航海を行う船 舶において使用するものに限る。）の無線 設備（第四十九条の二十四の二）</p> <p>第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を 行うことを目的として開設する携帯移動 地球局の無線設備（第四十九条の二十四の 三）</p> <p>（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設 備の条件</p> <p>第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うこ とを目的として開設する携帯移動地 球局（本邦の排他的経済水域を越えて</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の 条件</p> <p>第一節〜第四節の二十一（略）</p> <p>第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを 目的として開設する携帯移動地球局（本邦 の排他的経済水域を越えて航海を行う船 舶において使用するものに限る。）の無線 設備（第四十九条の二十四の二）</p> <p>（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設 備の条件</p> <p>第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うこ とを目的として開設する携帯移動地 球局（本邦の排他的経済水域を越えて</p>

航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備

第四十九条の二十四の二 (略)

航海を行う船舶において使用するものに限る。)の無線設備

第四十九条の二十四の二 (略)

第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局であつて、制御携帯基地地球局(当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。)からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、一四・〇 GHzを超え一四・四 GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

ハ 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する

制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ホ 自機の回転翼に電波が輻射しないよう、回転翼の回転に連動して電波の発射を制御する機能を有すること。

ヘ 自機の機体に電波が輻射しないよう、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、デジタル変調方式であること。

ロ 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域当たりの電力は、追尾誤差を考慮して、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

主輻射の方向からの離角 ( $\theta$ )	最大輻射電力(一ワットを〇デシベルとする。)
二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $33 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
七度以上九・二度未満	一ニデシベル以下
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	(一)六デシベル以下

(略)

(略)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十の二（略）</p> <p>三十の三 設備規則第四十九条の二十四の三においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</p> <p>三十一 六十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十の二（略）</p> <p>三十一 六十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p>

信 送	置	装	一
周波数		二 試験項目	
スペクトル分		三 測定器等	
(略)			四 特定無線設備の種別 (略)
○	備設線無の二の号十三第項一第条二第		
○	備設線無の三の号十三第項一第条二第		

ア  
(略)

信 送	置	装	一
周波数		二 試験項目	
スペクトル分		三 測定器等	
(略)			四 特定無線設備の種別 (略)
○	備設線無の二の号十三第項一第条二第		

ア  
(略)

						置 装			
アシス特性	プレエンフ	調度 偏位又は変	周波数偏移 又は周波数	比吸収率	空中線電力	度 要発射の強	スプリアス 発射又は不	占有周波数 帯幅	析器
直線検波器	低周波発振器	は変調度計	直線検波器又	比吸収率測定 装置	電力計、電界強 度測定器又は スペクトル分 析器	クトル分析器	低周波発振器、 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器	疑似音声発生 器又は疑似信 号発生器 バンドメータ ー又はスペク トル分析器	析器
	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
					○		○	○	
					○		○	○	

								置 装	
アシス特性	プレエンフ	調度 偏位又は変	周波数偏移 又は周波数	比吸収率	空中線電力	度 要発射の強	スプリアス 発射又は不	占有周波数 帯幅	析器
直線検波器	低周波発振器	は変調度計	直線検波器又	比吸収率測定 装置	電力計、電界強 度測定器又は スペクトル分 析器	クトル分析器	低周波発振器、 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器	疑似音声発生 器又は疑似信 号発生器 バンドメータ ー又はスペク トル分析器	析器
	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
					○		○	○	

搬送波電力	低周波発振器	(略)		
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)		
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		
送信速度	低周波発振器 オシロスコー	(略)		

搬送波電力	低周波発振器	(略)		
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)		
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		
送信速度	低周波発振器 オシロスコー	(略)		

受信装置						
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発生する電波等の限度	プ
器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○
						○

受信装置						
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発生する電波等の限度	プ
器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器	器 標準信号発生器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○
						○

雑音	歪率雑音計	ダイエンプ アシス特性	直線検波器	低周波発振器	周波数計	歪率雑音計	レベル計又は オシロスコー プ
総合歪及び	標準信号発生						

注1、21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験

雑音	歪率雑音計	ダイエンプ アシス特性	直線検波器	低周波発振器	周波数計	歪率雑音計	レベル計又は オシロスコー プ
総合歪及び	標準信号発生						

注1、21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験

のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合に

のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特

は、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又

性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

はこれと同等以上の方法により審査する試験を行う。

11・川 (望)

別表第二号 第一～第四 (略)

別表第二号

第五

(略)

注 1～15 (略)

16 (略)

(1) (略)

(2) 10 の欄の (2) の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T 地球局に使用する無線設備並びに第 2 条第 1 項第 30 号の 2、第 30 号の 3 及び第 46 号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第 49 条の 24 第 7 項に規定するインマールサット B G A N 型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第 3 号ハの条件に適合することを説明した書類

11・川 (望)

別表第二号 第一～第四 (略)

別表第二号

第五

(略)

注 1～15 (略)

(2) 10 の欄の (2) の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T 地球局に使用する無線設備及び第 2 条第 1 項第 46 号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第 49 条の 24 第 7 項に規定するインマールサット B G A N 型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第 3 号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

を添付すること。

(略)

様式第1号～様式第6号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとするこ  
と。

特定無線設備の種別	記号
(略)	
第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備	LW
第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備	OT

(略)

様式第1号～様式第6号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとするこ  
と。

特定無線設備の種別	記号
(略)	
第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備	LW